令和9年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見

本町の農業振興に対する取組につきまして積極的に展開されるとともに、農業委員会活動について日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、農業・農村を取り巻く環境は、かねてからの課題である農業者の高齢化や後継者不足に加え、国際情勢の不安定化による生産コストの上昇や気候変動が引き起こす異常気象の影響、有害鳥獣による農作物や農地への被害等が深刻な打撃を与えており、農業者にとって依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で、魅力ある農業と活力ある農村を維持し、次の世代へ継承していくためには農業経営の安定化を図ることが欠かせません。同時に、意欲ある担い手を育成し、農地利用の集積・集約化に取り組む必要があります。

今後も農業を継続していくには、農業者の自助努力だけでは限界を超えております。農業者と関係機関が強く連携し、農業を取り巻く問題に取り組むとともに、新たな社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向けて、更なる施策の充実・強化が必要です。

白鷹町農業委員会は、これらの課題を踏まえた上で、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業の振興に向けて、なお一層、委員一丸となって取り組んでいく所存であります。

つきましては、将来を展望した行政の施策展開、また農地利用の最適化の推進を進めていく上で、令和９年度予算編成及び各種施策を推進いただきますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、意見書として提出いたします。

令和８年 11 月６日

白鷹町長　田宮　修　殿

白鷹町農業委員会　会長　小林　孝次

意　　見　　書

１　担い手への農地の利用集積・集約化について

農業者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

令和７年３月に策定され、必要に応じて見直しを行っていく「地域計画」は、農業を担う者ごとに利用する農地を集積・集約することに重点を置いたものであり、今後は本町農業の持続的発展に寄与するものとなります。

また、地域計画と連携しつつ、農業の持続的発展を実現するには、農業生産の効率的かつ省力化に向けた基盤整備を進める必要があります。農地を守り、将来に渡って農業を続けていくため、円滑な推進が必要と考えます。

（１）　地域計画の実現に向けて、課題の共有や解決に向けた地域との協議と見直しを継続的に行う場を設け、地域課題に着目した地域伴走型の支援の取組

（２）　担い手への農地の集積・集約化に向け、特に耕作条件が厳しい中山間地域等の営農継続に対する農道・農道橋・林道の整備への支援

（３）　将来に向けて安定した農業生産ができるよう、圃場基盤整備事業の積極的な推進と申請から完了までのプロセスの迅速化や効率化の推進

２　新規就農者・担い手の確保について

持続可能な農業を推進するには、地域農業を支える次世代の担い手を確保することが重要な課題であります。農業への関心を高め、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するには、農業教育の取組や農業の魅力を発信する取組が欠かせません。また、農業の基礎知識を習得し、実践的な研修ができる環境や施設を整備することが必要であると考えます。

近年、肥料や資材など生産コストが高騰している一方で、農畜産物の販売価格への反映が十分に進んでいないという課題があります。農業を魅力的な産業として位置づけ、新規就農者や次世代の担い手を確保するためには、適正な価格形成を実現し経済的な安定を図ることが重要です。

さらに、農産物の消費拡大、農業所得の増加など農業経営の強化、農業の魅力向上など多くの分野で効果を発揮するとされている６次産業化への期待と関心が高まっています。このような中、町が計画している６次産業化推進拠点施設については、町の農業振興に寄与するものとなるよう農業者は期待しているところです。

農業経営を安定化させ、後継者や新規就農者の確保に向けた取組について、農業者同士や農業者団体、関係機関が一丸となって、着実かつ継続的に進めていく必要があると考えております。

（1） 次代を担う世代が農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場など、学校や地域における環境づくりの推進と新規就農者の確保・育成していくため、意欲や経営発展段階に応じた情報提供や就農相談等きめ細やかな支援を総合的に行う窓口の設置

（2） 置賜地方に農業の担い手が研修及び研究のできるトレーニングファームやトレーニングセンターを「山形県立置賜農業高等学校」や「産地研究室」を拠点として整備するよう県への継続的な働きかけ

（3） 農業所得向上のため、生産コストを考慮した価格設定と消費者の理解を得られる農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりを進められるよう国に対する働きかけ

（4） 町の農業振興につながる６次産業化推進拠点施設の早期整備

（5） 機械・施設の導入や更新に係る国・県の支援制度を幅広い世代の農業従事者が十分活用できるよう、ポイント制度の公平性と十分な予算確保を国・県に対して強く要望されるとともに、最適な事業を速やかに周知し最大限活用するためのサポート体制の充実

３　自然災害被害・物価高騰への支援について

近年、気候変動を起因とした台風やゲリラ豪雨、高温干ばつなどの自然災害が毎年のように全国各地で頻発し、農作物そのものだけではなく、農業用施設や農用地にも影響を及ぼしています。

さらには、農業を営むことに必要な生産資材、原油等の高騰が農業経営を圧迫しております。

頻発している自然災害や物価高騰による生産コストの負担は、農業者にとって大きな不安材料となっております。

つきましては、今後の自然災害の発生や物価高騰による農業者への影響が最小限となるよう、情勢に応じた柔軟かつ的確な支援を迅速に行っていただきますよう、引き続きお願いするとともに、国・県に対し働きかけていただく必要があると考えております。

（1） 国・県に対し支援要請の働きかけと、国・県事業で対象とならないような取組については町独自の支援策の実施

４　有害鳥獣被害対策について

有害鳥獣が与える農作物や農地への被害は農業収入の減少とともに営農意欲を減退させ、結果的に農地の遊休化につながることが懸念されます。急激に増加してきたイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害対策として、電気柵の設置や追い払い用花火の配布など、積極的な支援を実施していただいておりますが、その被害の範囲については、中山間地域はもとより平場にまで広がってきている状

況にあります。
　有害鳥獣被害を軽減するためには、地域住民、狩猟者、行政機関等が連携し多角的な対策を継続して行っていくことが必要です。
　こうしたことから、有害鳥獣被害対策に対して、引き続き特段の支援を行っていただきたいと考えております。

（１）　電気柵設置に対する支援事業や若手狩猟会員の確保に向けた狩猟免許取得支援の継続実施と捕獲活動に係る活動賃金単価の増額

（２）　ＡＩ、ドローン等の先進技術を活用した個体数の削減に向けた捕獲対策の強化

（３）　捕獲後の処理施設の早期整備

（４）　鳥獣被害対策に特化した専門知識を持った職員の配置